

## 高金利成長通貨ファンド(毎月分配型)

愛称:インカムグロース

追加型投信／内外／債券

G20の構成国から金利と成長性に着目し、組入通貨を厳選します。

Growth

Income

Currency

●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「高金利成長通貨ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2010年7月16日に関東財務局長に提出しており、2010年8月1日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファンダ・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

#### <委託会社の情報>

委 託 会 社 名 日興アセットマネジメント株式会社  
設 立 年 月 日 1959年12月1日  
資 本 金 173億6,304万円  
運用する投資信託財産の  
合 計 純 資 産 総 額 7兆3,318億円  
(2011年2月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

内外の通貨建て債券を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

### 1 国際経済・金融システム上、重要とみられる国や地域<sup>\*1</sup>の通貨を投資対象とします。

\*1 2011年2月末現在、G20の構成国・地域とします。投資対象通貨国・地域は将来変更となる可能性があります。

### 2 金利水準および通貨価値の成長性などを勘案し、投資通貨を厳選します。

- 原則として、3通貨程度を選びます。

※市況動向および資金動向などにより、組入通貨数が変動する可能性があります。

### 3 原則として、最上級の格付を有する短期のソブリン債券に投資します。

- 投資通貨建てのソブリン債券のうち、原則として、取得時において長期格付でAAA格相当、短期格付でA-1格相当の債券に投資します。

- ポートフォリオの平均デュレーション<sup>\*2</sup>は1年以内とします。

\*2 デュレーションとは金利がある割合で変動した場合の債券価格の変化度合いを示し、一般的にデュレーションの短い債券ほど、金利変動による債券価格の変動(影響)は小さくなります。

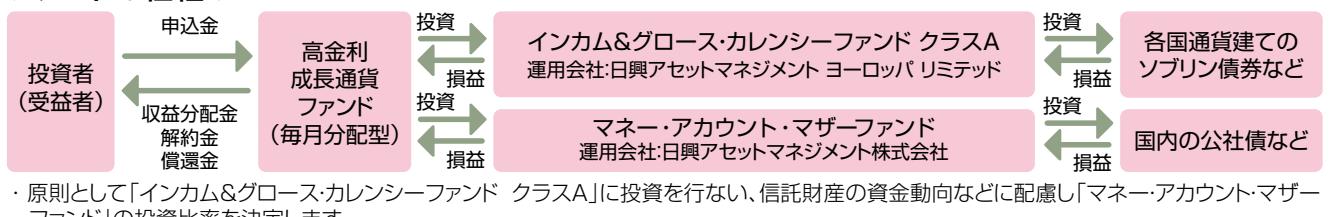
### 4 原則として、毎月、安定した分配を行なうことをめざします。

- 主に組入債券の利子収入および通貨の値上がり益などを原資として、毎決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

### ファンドの仕組み



・原則として「インカム&グロース・カレンシーファンド クラスA」に投資を行ない、信託財産の資金動向などに配慮し「マネー・アカウント・マザーファンド」の投資比率を決定します。

(主な投資制限)  
・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。  
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 特色 1 投資対象通貨－世界経済の枠組みの変化に対応

- 国際経済・金融システム上、重要とみられる国や地域<sup>\*</sup>の通貨を投資対象とします。

\*2011年2月末現在、G20の構成国・地域とします。投資対象通貨国・地域は将来変更となる可能性があります。



(2011年2月末現在)

## 特色 2 投資通貨を厳選

●金利水準および通貨価値の成長性などを勘案し、投資通貨を厳選します。

●原則として、3通貨程度を選びます。

### 投資対象通貨

国際経済・金融システム上、重要とみられる国や地域\*の通貨

\* 2011年2月末現在、G20の構成国・地域

### 投資通貨の選定

#### 金利水準

#### 通貨価値の成長性

などを勘案して投資通貨を厳選します。

### ポートフォリオの構築

【ポートフォリオ組入通貨】(2011年2月末現在)



オーストラリアドル



ブラジルレアル



インドネシアルピア

※上記ポートフォリオ組入通貨は2011年2月末現在のものであり、将来の組入れや運用成果などを約束するものではありません。

※1通貨あたりの組入比率は、原則として純資産総額の50%を上限とします。

※投資対象通貨、投資通貨および組入通貨数は将来変更となる場合があります。

※上記は2011年2月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

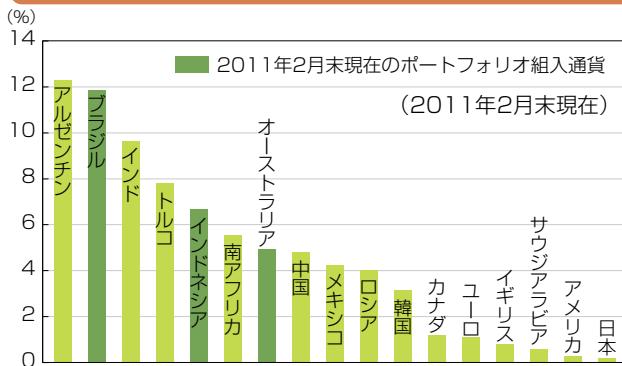
## (参考)金利水準、為替変動リスク

●G20の中から、相対的に高金利の国・地域の通貨を厳選し、高い金利収入の獲得をめざします。

●複数通貨を組み合わせて投資することで、リスク水準を低減させることができます。

※ただし、投資通貨が日本円に対して一方へ変動するような局面においては、為替変動リスクが大きくなる場合があります。

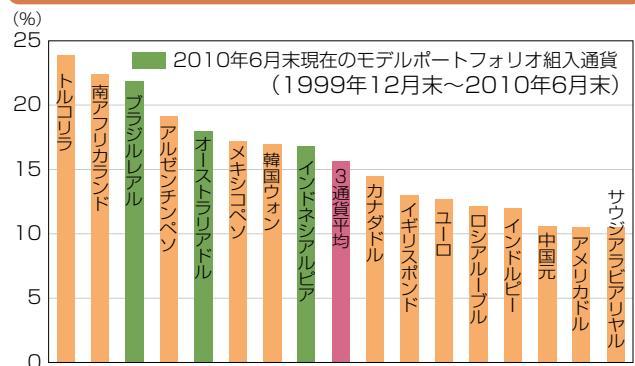
### G20構成国・地域の金利水準



※上記は3ヶ月物の利回りです。

※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成。

### 為替変動リスク(対円レート)の比較



※リスクは日次リターンの標準偏差を年率換算したものです。

※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成。

3通貨平均  
について

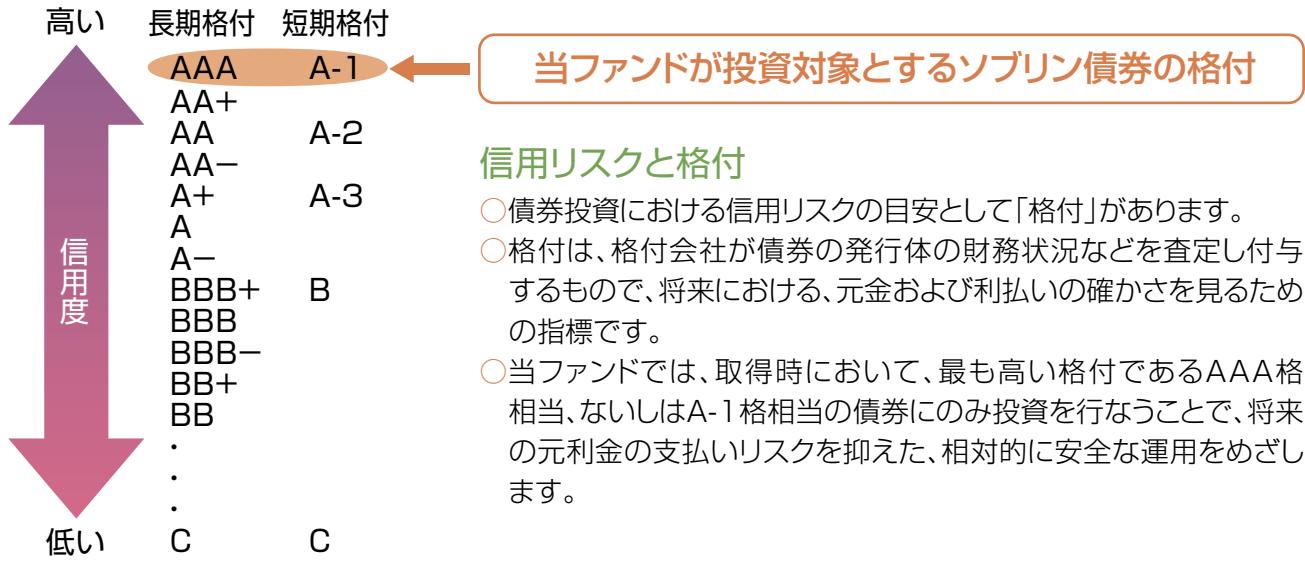
上記グラフ内の3通貨平均は、2010年6月末現在(当ファンド設定前)のモデルポートフォリオの組入3通貨(オーストラリアドル・ブラジルレアル・インドルピー)に均等投資したものとして算出したシミュレーションの結果であり、長期的な為替変動リスク水準の参考として記載しています。実際のポートフォリオのリスクを表すものでも、将来の組入れや運用成果などを約束するものではありません。

※グラフ・データは過去のものおよびシミュレーションの結果であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

## 特色 3 リスク低減のために高格付債券に投資

- 投資する債券は、投資通貨建ての最上級(長期格付でAAA格相当、短期格付でA-1格相当)の格付が付与\*されているソブリン債券(国債、地方政府債、政府保証債、国際機関債など)とします。  
\*原則として、取得時の格付をもとに選定します。格付は取得後に変化する可能性があります。

### 【債券の格付と信用度】



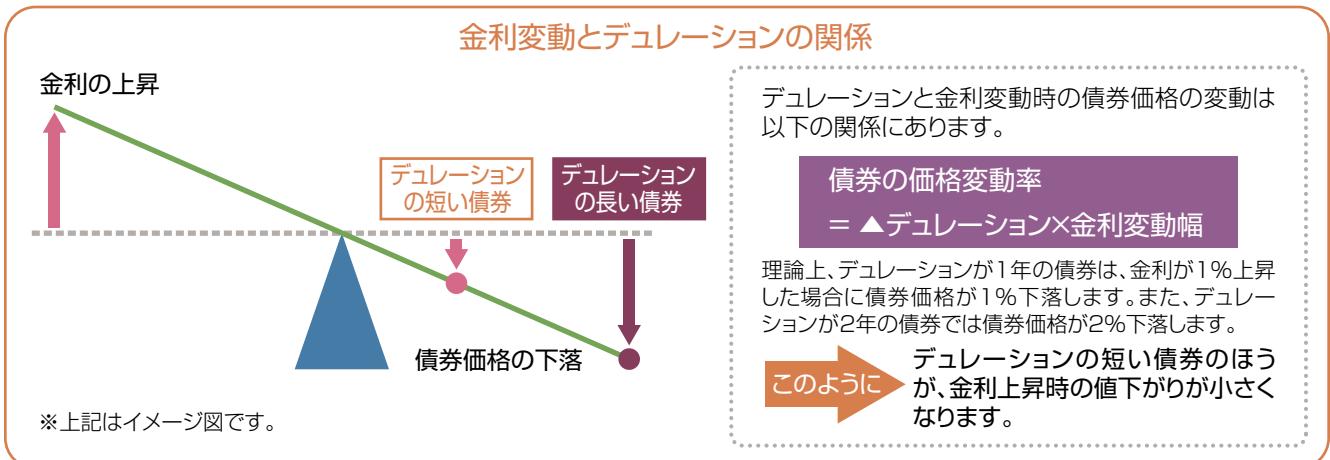
※上記の格付表記はS&P社の表記です。

## リスク低減のために短期債券に投資

- ポートフォリオの平均デュレーションは1年以内とします。

### 【債券の価格特性】

- 一般に、金利が上昇すると、債券の価格は下落します。
- デュレーションの短い債券は、デュレーションの長い債券に比べ、金利変動時の価格変動が相対的に小さくなります。
- 当ファンドは、金利上昇時の債券価格の下落を小さく抑えるために、デュレーションの短い債券への投資を行ないます。



※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないと、流動性リスクが高まる場合があります。

### 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

### カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

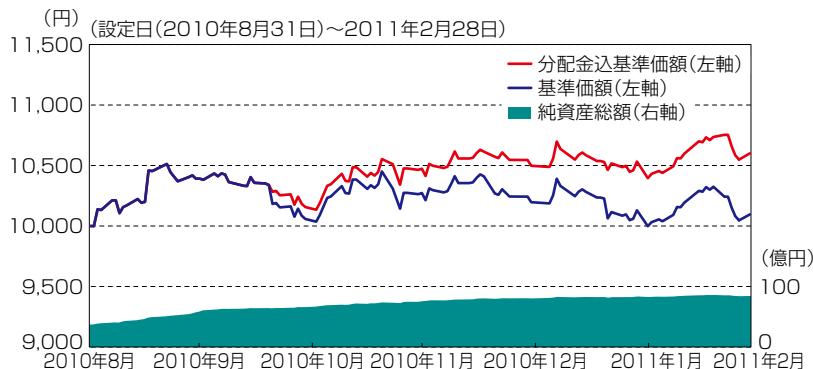
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2011年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 10,096円

純資産総額…………… 84.37億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年10月	2010年11月	2010年12月	2011年1月	2011年2月	直近1年間累計	設定来累計
100円	100円	100円	100円	100円	500円	500円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

インカム&グロース・カレンシーファンド クラスA	99.0%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
現金その他	0.9%

## インカム&amp;グロース・カレンシーファンド クラスAのポートフォリオの内容

## &lt;公社債種別構成比&gt;

国債／政府機関債／政府保証債	45.8%
国際機関債	65.3%

## &lt;ポートフォリオの特性値&gt;

最終利回り	7.52%
デュレーション	0.82年

## &lt;外国通貨別構成比&gt;

ブラジルレアル	39.1%
オーストラリアドル	34.2%
インドネシアルピア	25.1%
アメリカドル	0.0%

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。

※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

## &lt;組入上位10銘柄&gt; (組入銘柄数:23銘柄)

	銘柄	償還日	通貨	格付	比率(%)
1	KFW 7.5%	2012/7/17	インドネシアルピア	AAA	25.1
2	Asia Development Bank 6.25%	2011/6/15	オーストラリアドル	AAA	12.8
3	EDC 9%	2012/8/1	ブラジルレアル	AAA	6.6
4	Landwirtschaft Rentenbank 0%	2011/3/2	オーストラリアドル	A-1+	6.3
5	KFW 0%	2011/3/2	オーストラリアドル	A-1+	6.3
6	Bank Nederlandse Gemeenten 0%	2011/4/18	オーストラリアドル	A-1+	6.3
7	IBRD 11%	2011/6/16	ブラジルレアル	AAA	6.2
8	NIB 9%	2012/3/1	ブラジルレアル	AAA	6.1
9	IBRD 5.7%	2011/5/24	オーストラリアドル	AAA	6.1
10	ASIAN DEV BANK 9.5%	2012/5/25	ブラジルレアル	AAA	5.4

※日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。当該外国投資信託の数値です。

※比率は当該外国投資信託の純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2011年は、2011年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2010年8月31日から2011年10月20日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日　　・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2020年7月21日まで(2010年8月31日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるととき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、次の収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a> ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(1月、7月)および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.882%(税抜0.84%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。  ＜運用管理費用の配分＞ <table border="1"><thead><tr><th colspan="4">運用管理費用(年率)</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.8820% (0.84%)</td><td>0.2730% (0.26%)</td><td>0.5775% (0.55%)</td><td>0.0315% (0.03%)</td></tr></tbody></table> ※括弧内は税抜です。	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.8820% (0.84%)	0.2730% (0.26%)	0.5775% (0.55%)	0.0315% (0.03%)
運用管理費用(年率)														
合計	委託会社	販売会社	受託会社											
0.8820% (0.84%)	0.2730% (0.26%)	0.5775% (0.55%)	0.0315% (0.03%)											
投資対象とする 投資信託証券  純資産総額に対し年率0.31%程度														
実質的な負担  純資産総額に対し年率1.192%(税抜1.15%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。														
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.1%以内 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。												
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。												

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

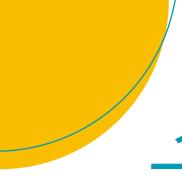
- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

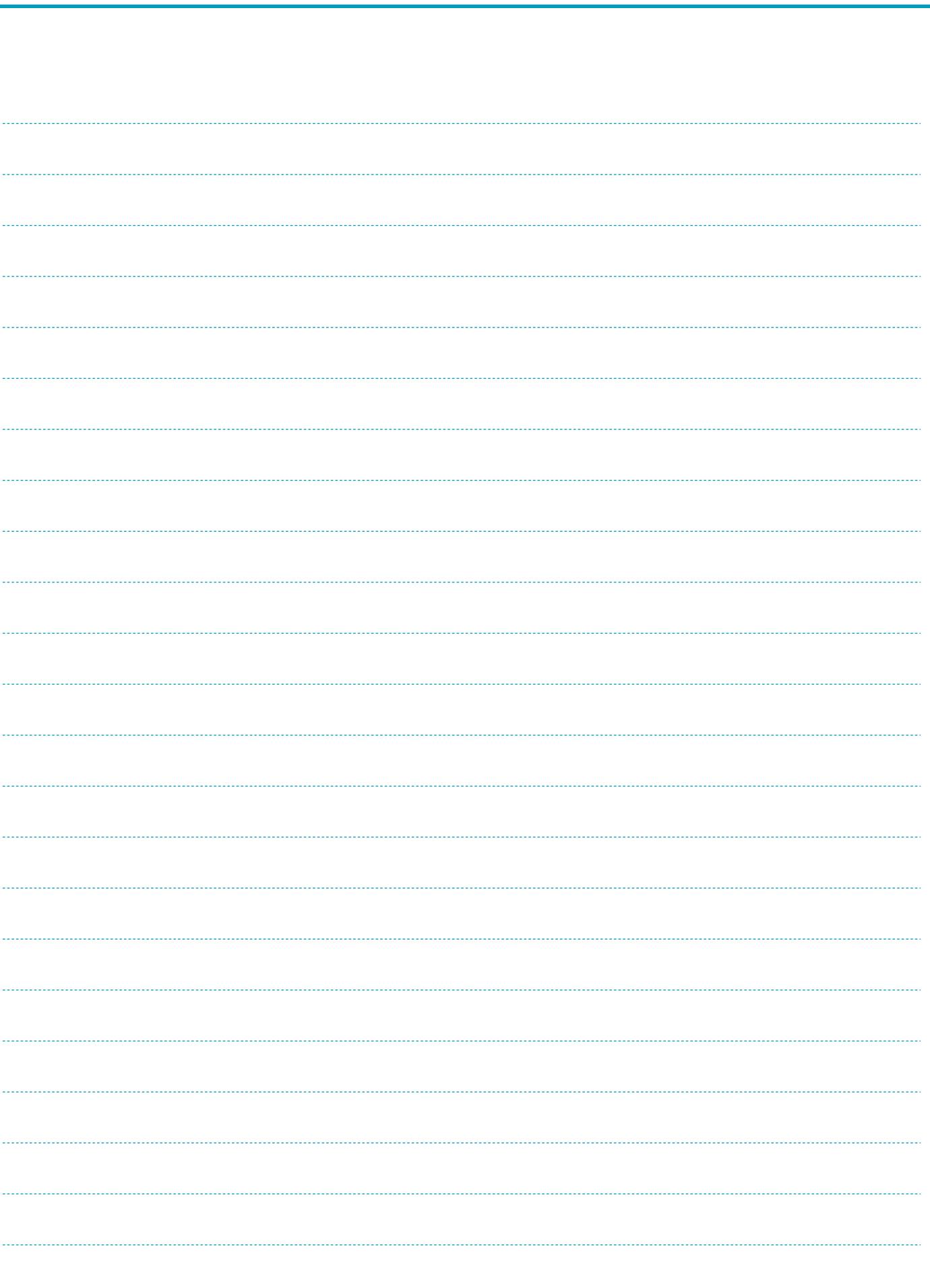
時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、2010年7月16日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





**nikko am**